



住所又は所在地(納税地) \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名又は称 \_\_\_\_\_ 殿

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

平成 \_\_\_\_\_ 年分 贈与税 の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき額 減少する	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき額 減少する
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
②①に対する加算税の割合	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	
③①のうち国税通則法第 _____ 条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		/	/	
④③に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
⑤①のうち国税通則法第66条第4項及び第68条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
⑥⑤に対する加算税の割合	$\frac{10}{100}$	$\frac{10}{100}$		$\frac{10}{100}$	$\frac{10}{100}$	
⑦加算税の額 (①×②と③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円		円	円	

3 この通知に係る処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....